

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
占用物件		単 位	占用料			占用物件		単 位	占用料		
			所在地						所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地				第1級地	第2級地	第3級地
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	[略]	<u>410</u>	<u>390</u>	<u>380</u>	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	[略]	<u>390</u>	<u>370</u>	<u>360</u>
	第2種電柱		<u>630</u>	<u>590</u>	<u>590</u>	第2種電柱	<u>610</u>		<u>560</u>	<u>560</u>	
	第3種電柱		<u>850</u>	<u>800</u>	<u>790</u>	第3種電柱	<u>820</u>		<u>760</u>	<u>750</u>	
	第1種電話柱		<u>370</u>	<u>340</u>	<u>340</u>	第1種電話柱	<u>350</u>		<u>330</u>	<u>320</u>	
	第2種電話柱		<u>590</u>	<u>550</u>	<u>540</u>	第2種電話柱	<u>560</u>		<u>520</u>	<u>520</u>	
	第3種電話柱		<u>810</u>	<u>760</u>	<u>750</u>	第3種電話柱	<u>770</u>		<u>720</u>	<u>710</u>	
	その他の柱類		<u>37</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	その他の柱類	<u>35</u>		<u>33</u>	<u>32</u>	
	[略]				[略]						
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>360</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	路上に設ける変圧器	[略]	<u>350</u>	<u>320</u>	<u>320</u>	
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>220</u>	<u>210</u>	<u>200</u>	地下に設ける変圧器	[略]	<u>210</u>	<u>200</u>	<u>190</u>	
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	[略]	<u>700</u>	<u>660</u>	<u>650</u>		
郵便差出箱及び信書便 差出箱		<u>310</u>	<u>290</u>	<u>290</u>	郵便差出箱及び信書便 差出箱		<u>300</u>	<u>280</u>	<u>270</u>		

	広告塔	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>
	その他のもの	[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>22</u>	<u>21</u>	<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>33</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>44</u>	<u>41</u>	<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>66</u>	<u>62</u>	<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>88</u>	<u>83</u>	<u>82</u>
	[略]		[略]	[略]	[略]
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>220</u>	<u>210</u>	<u>200</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>440</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		

	広告塔	[略]	<u>2,100</u>	<u>860</u>	<u>730</u>
	その他のもの	[略]	<u>700</u>	<u>660</u>	<u>650</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>21</u>	<u>20</u>	<u>19</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>32</u>	<u>30</u>	<u>29</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>42</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>63</u>	<u>59</u>	<u>58</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>85</u>	<u>79</u>	<u>78</u>
	[略]		[略]	[略]	[略]
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>210</u>	<u>200</u>	<u>190</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>420</u>	<u>390</u>	<u>390</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>700</u>	<u>660</u>	<u>650</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		

条第1 項第5 号に掲 げる施 設	び地下室 もの	もの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		
		階数が2の もの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
		階数が3以 上のもの				
	上空に設ける通路		<u>1,200</u>	<u>580</u>	<u>410</u>	
	地下に設ける通路		<u>720</u>	<u>350</u>	<u>250</u>	
	その他のもの		<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	
	その他のもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>	
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 479号 。以下 「政令 」とい う。) 第7条 第1号	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設 けるもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
		その他のも の	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>
	標識		[略]	<u>590</u>	<u>550</u>	<u>540</u>
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
		その他のも の	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>

条第1 項第5 号に掲 げる施 設	び地下室 もの	もの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
		階数が2の もの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		
		階数が3以 上のもの				
	上空に設ける通路		<u>1,100</u>	<u>430</u>	<u>370</u>	
	地下に設ける通路		<u>640</u>	<u>260</u>	<u>220</u>	
	その他のもの		<u>700</u>	<u>660</u>	<u>650</u>	
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	[略]	<u>21</u>	<u>9</u>	<u>7</u>	
	その他のもの	[略]	<u>210</u>	<u>86</u>	<u>73</u>	
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 479号 。以下 「政令 」とい う。) 第7条 第1号	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設 けるもの	[略]	<u>210</u>	<u>86</u>	<u>73</u>
		その他のも の	[略]	<u>2,100</u>	<u>860</u>	<u>730</u>
	標識		[略]	<u>560</u>	<u>520</u>	<u>520</u>
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	[略]	<u>21</u>	<u>9</u>	<u>7</u>
		その他のも の	[略]	<u>210</u>	<u>86</u>	<u>73</u>

に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
		その他のもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>
	その他のもの	<u>1,200</u>		<u>580</u>	<u>410</u>	
政令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>73</u>	<u>69</u>	<u>68</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		[略]	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		

に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>21</u>	<u>9</u>	<u>7</u>
		その他のもの	[略]	<u>210</u>	<u>86</u>	<u>73</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>2,100</u>	<u>860</u>	<u>730</u>
	その他のもの	<u>1,100</u>		<u>430</u>	<u>370</u>	
政令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>700</u>	<u>660</u>	<u>650</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>210</u>	<u>86</u>	<u>73</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>70</u>	<u>66</u>	<u>65</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		[略]	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		

	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		

備考1 [略]

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつ

	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額		

備考1 [略]

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつ

た場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) [略]

(2) 第2級地 北上市、奥州市及び滝沢市の区域をいう。

(3) [略]

3～7 [略]

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

9・10 [略]

た場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) [略]

(2) 第2級地 北上市、奥州市、滝沢市及び胆沢郡金ヶ崎町の区域をいう。

(3) [略]

3～7 [略]

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

9・10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）（当該既存占用物件ごとにこの条例による改正前の道路占用料徴収条例第2条又は第3条及び道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第119号）附則第2項の規定を適用して算定したとした場合における平成30年度の占用料の額が同項に規定する経過措置額（以下「経過措置額」という。）となるものに限る。）に係る同年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条又は第3条の規定を適用して算定した占用料の額が当該経過措置額を超える場合は、改正後の条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、当該経過措置額とする。